

審 査 請 求 書

平成 25 年 7 月 22 日

国土交通大臣
太 田 昭 宏 殿

審査請求人

比 留 間 哲 生

長 谷 川 誠 二

柴 田 哲 夫

水 田 親 義

次のとおり審査請求します

1. 請求人の年齢及び住所

比留間 哲 生	年齢 73 才	住所	横浜市栄区庄戸 3-25-7
長谷川 誠 二	年齢 70 才	住所	横浜市栄区桂台西 2-16-25
柴 田 哲 夫	年齢 78 才	住所	横浜市栄区公田町 774-5-28-4
水 田 親 義	年齢 90 才	住所	横浜市栄区庄戸 3-13-23

2. 審査請求に係る処分

国土交通省関東地方整備局事業評価監視委員会が平成 24 年 12 月 26 日開催の委員会において一般国道 468 号（横浜環状南線）について再評価の審議を行い、その際横浜環状南線沿線は軟弱地盤地帯であり、さらに大地震発生の確率が高い地域であるにも拘らず地質学と地震学の専門家の意見を一切聴かないまま同事業の継続は妥当とする意見表明を受けて国土交通大臣が南線の事業継続を決定した件。

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成 25 年 5 月 31 日

4. 審査請求の趣旨

横浜環状南線沿線は神奈川県と横浜市の環境影響評価で軟弱地盤地帯とされ、さらに大地震発生の確率の高い地域であり、ここに住宅密集地を縦断してトンネルを主とする 6 車線の大型高速道路を建設することは住

民の生命、財産に甚大な被害を及ぼす恐れがあるため、地質学と地震学の専門家の意見を聴いてそれを取り入れることが絶対不可欠であるにも拘らず、それが一切ないまま事業評価監視委員会が事業継続は妥当と意見表明し、国交大臣がそれを受けて継続と決定したのは再評価に関する法律に違反するものであり今回の処分を取消し地質学と地震学の専門家を含めて改めて厳正且つ科学的な審議を行うことを求める。

5. 審査請求の理由
別紙（資料1～11を含む）

6. 処分庁の教示の有無
有

連絡先：比留間哲生（Tel&Fax 045-894-0052）

以上